

令和元年第6回弥彦村議会（12月）定例会

議事日程（第3号）

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 承認第10号 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 2 議案第62号 弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第63号 弥彦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第64号 弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第65号 弥彦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 弥彦村森林環境整備促進基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 弥彦村工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第69号 弥彦村商業施設の誘致及び利用促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 弥彦村地域経済牽引事業の促進による固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 弥彦村地域経済牽引事業の促進の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第72号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第73号 令和元年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第74号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第75号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第76号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設利用について
- 日程第17 議案第77号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡	邊	富	之	さん	2番	古	川	七	郎	さん
3番	那	須	裕	美	子	さん	4番	丸	山	浩	さん
5番	板	倉	恵	一	さん	6番	柏	木	文	男	さん
7番	小	熊		正	さん	8番	武	石	雅	之	さん
9番	本	多	隆	峰	さん	10番	安	達	丈	夫	さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小	林	豊	彦	さん	教育長	林		順	一	さん
政 策 統 括 官	山	岸	喜	一	さん	総務課長	志	田		馨	さん
税務課長	小	森	順	一	さん	住民課長	伊	藤	和	恵	さん
福祉保健 課長	小	林	健	仁	さん	農業振興 課長	丸	山	栄	一	さん
観光商工 課長	高	橋	信	弘	さん	建設企業 課長	小	林	栄	一	さん
教育課長	富	田		憲	さん	会 計 管 理 者	石	塚		豊	さん
公営競技 事務所長	斎	藤	雄	希	さん						

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	笹	岡	正	夫	書記	春	日	史	子
------------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和元年第6回弥彦村議会12月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎承認第10号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん） これより、議事日程に従い、総括的な質疑を行います。

質疑に当たっては、専決補正予算、条例、一般会計補正予算、特別会計、その他案件に、それぞれ区分して質疑を行います。

初めに、日程第1、承認第10号 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第4号）の専決補正予算1案件を議題といたします。

ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） ご質疑なしと認めます。

以上で、専決補正予算についての質疑を終わります。

◎議案第62号～議案第71号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、議案第62号 弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第71号 弥彦村地域経済牽引事業の促進の規定に基づく準則を定める条例の制定についてまでの条例10案件を一括して議題といたします。

ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 9番。議案第67号の弥彦村森林環境整備促進基金条例の制定について伺います。

弥彦村は、弥彦山山系をいただいて、近年測量等もやられている訳ですけれども、自分の山も

なかなかわからないというような状況下において、なかなか森林整備がなされていない現状であります。

この基金において、目的が人材育成、木材利用、また森林整備等々うたわれておりますけれども、実際に人材育成といっても、林業を行う方々の育成なのか、例えば森林整備をやる方々の育成なのか。また、木材の利用にいたしましても、建築資材としての利用を考えておられるのか。また、さまざまな観光用の器物等をつくるために森林、木材を利用するとか、いろいろなことが考えられる訳ですけれども、この具体的な基金を生かして、政策的にどのように近々、今すぐは考えておられないかもしれませんけれども、具体的なもし施策等がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 農業振興課長。

○農業振興課長（丸山栄一さん） 今回、条例のほうに目的をいろいろ明記させていただいたんですけれども、今年から始まった森林環境譲与税、国から交付されるんですが、これは森林整備に、あと普及啓発とかの目的に使えるようになっておりまして、一番の目的は、森林が荒れている。それを整備するために何とかしないといけないというのが一番の目的となっております。そのために使う譲与税だと思っております。

弥彦村のほうでも、林業は営んでいる人は全くいないので、やっぱり整備されていない、林業経営できない森林となっております。そこで何とかして譲与税を使うんですけれども、それに伴って、この森林譲与税は林業経営をできないのにどうするかというのを県と相談した結果、森林所有者の方に意向調査をして、この譲与税によって林業を営んでいる人に委託するか、もしくは市町村の管理にして、下刈りとかを行うかというのをできるようになっておる制度であります。

お金がたまったらなんですが、森林所有者に意向調査を行って、今後どのようにしていくのかというのをやっていきたいと思っております。

また、今年から始まった制度なので、ほかの市町村もどのようにやっているか、ちょっとその様子も見ながら、今後行っていきたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 具体的施策は今のところないということですね、具体的なものは。一応、こういう基金がつくように言われて、今基金をつくるんだけれども、今後具体的な対応を考えていきたいと、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 農業振興課長。

○農業振興課長（丸山栄一さん） 間伐とか整備を行うに当たって、意向調査、手続の方法はあるんですけれども、意向調査を行ってから計画をつくって、その計画をもとに実行していくという内容となっております。今は、その前の段階で意向調査を今後やっていこうという内容となっております。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） そうしますと、その意向調査後、いろいろな施策を具体的に挙げていっ

て、それに係る費用を、例えば積み立てる予算が、具体的な値段というのは当然わからん訳ですよ、今の時点では。そのように理解しておいていいですかね。

質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん） そのほか、質疑ありませんか。

柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 6番。49ページの商業施設の誘致の条例でございます。

この条例は昨年9月18日に施行されておまして、1年3カ月が経過しております。

それで、この条例ができてから、改定の前の条例で申請件数は何件あったのか、そこをお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 柏木議員のご質問にお答えしたいと思います。

条例の制定から現在までに申請のあった事業所は1件です。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 私は、今回なぜ質問したかといいますと、1年を経過した中で、この条例がほんの1年しかたっていない中で提出された理由、それをちょっと聞きたいなというふうに考えておりますし、昨年の提出するときにおいても、役場の中では法規審査会があつて、その中で多分話が出てきていたと思うんですけども、余りにも、たった1年ちょっとぐらいで一部改正がなぜなされたのか。その理由をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） お答えいたします。

この条例は、条例の中に、空き店舗については5年以上、また5年以上営業または利用されていない施設であることとあります。

空き店舗を利用して開業される事業者の方は、規模にもよりますが、多大な費用を投じて店舗改修や備品を購入されます。現状ですと、空き店舗になってから5年を経過しないと、全くそういった優遇が受けられないということで、この部分を見直すことで、空き店舗の空白期間を縮めることにつながると、そういうふうに考えて改正をいたしました。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） つくる前から想定できたかなというふうに、私は条例を見ると考えられる訳です。わかりました。

それと、この3条の2項のおおむね、金額が書いてありますよね、5,000万円。非常にアバウトなんですよ。おおむねというのは、どういう基準なのか。その5,000万円の基準という、おおむね5,000万円というのはどういう基準なのかというのをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） こちらは、ある程度の金額の制定を設けておかないと、例えば

一般住宅を利用して、それを改修して商売を始める方全てが対象になってまいります。やはり、ある程度の規模の店舗であると。その辺の部分を、ちょっとふるいにかける訳ではないんですけども、やみくもに全部全てが該当するようではちょっと困りますので、そういった形で金額を制定させていただきました。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） ちょっと私、1条を見ていると、商業施設の誘致促進というのがメインで、そこで倒産したとか、廃業したとかという中でくると、今課長言いましたように一般家庭までそこが入ってくるのか。あくまでも、以前からある施設の中で、この条例が適用になるのか。それとも、一般家庭が、これを見ると、今課長、一般家庭も含むというような話がちょこっと出ていましたが、それで一般家庭も、今まで商業施設じゃないところでも、これが今度適用になるという形をとればいいのか。それちょっとお聞きしたい。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ちょっと私の言い方に間違いがありました。

一般的な併用住宅といいますか、やはり商業規模も備えた、一般住宅とそう変わらないぐらいの規模の商業施設というふうな形で捉えていただければと思います。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） じゃ、住宅と兼用している中であれば、そこも有効だという形でしょうか。1軒のうちの中に店が半分あって、住宅が半分ですよという形の中も有効になってくる訳でしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） それも踏まえた中で、おおむね建築、例えば中古物件を購入するにしても、規模の小さい物件に関しましては、弥彦村では恐らく5,000万円を超えるような規模の店舗、商業施設等は余り存在しないと思いますので、それは、やはりある程度旅館の規模とか、ホテルの規模とかの大きさのものになってくるだろうということで、対象の物件の選別のたびに金額を設定している形になります。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 1回で終わらせてもらいます。

おおむね5,000万円という話が条例で出てきておりますので、村長が認めれば、ぐっと金額下がっても、それが可能であるかというふうになるんですけども、それはどうでしょうか。極端な場合、金額を出していくと2,000万円とかという形でも、条例では5,000万円ですよ。でも、おおむねあるので、それが2,000万円の建物であっても可能なかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） こちらの申請に対しましては、その物件を購入した後の事業計画とか、改修計画等を全て提出してやる必要があります。その中の判断の中で、私どものほうか

ら一応、長の判断を仰ぐような形になりますので、最終的には、長のほうで弥彦村のために有利な物件であるという、今後のためにつながる商売を始めるんだというような話になれば不可能ではない話ではないかと。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 金額の話で申し訳なかったんですけども。申請が出された中で、その協議書が出てきて、その中身の中で審査をして、金額が少なくても該当するんであればオーケーという形で捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） そのように考えております。

○6番（柏木文男さん） わかりました。終わります。

○議長（安達丈夫さん） そのほか質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、条例関係の質疑を終わります。

◎議案第72号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第12、議案第72号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ご質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） 2番、古川です。

79ページです。一番最後のほうですね。農村環境改善センターの工事費の748万5,000円のマイナス。予定が2,325万3,000円。それで、でき上がったのは1,576万8,000円。差額748万5,000円。この金額を見て、何でこの額の差額が出るのかと思って、私は不思議でなりません。恐らく、当然予算組むときには、先ほどお話ししたとおり、必ず多目に組むのは当然だと思うんだけど、約750万円も違う。この金額は、私はこういう、役所というか、言葉悪いかもしれないけれども、だからこれで通ると思う。社会出たら、これ絶対通りません、私の考えは。その甘さが、この数字に出ているんじゃないかと思う。

という訳で、恐らくこの担当者もエアコンのことは知識がないと思いますよ。だがしかし、この中にいる役場の中にも、そういう知識がある人は多少はいると思うんですね。そういう人とやっぱり相談して、どうなのかと。前もってやっぱり自分なりに調査するのが、社会に出たらこれ当たり前のことなんだけれども、こういう金額を生むことが、私はちょっと理解できないんですけども、この辺は少し私非常に甘いと、このように思っていますが、いかが存じましようか。

○議長（安達丈夫さん） 農業振興課長。

○農業振興課長（丸山栄一さん） 今回、この件に関しては、農村環境改善センター多目的ホールのエアコン設置工事に関するものであります。

村の規定では、130万円以上、130万円を超えるものは入札という内容となっております。実際、そのエアコン設置、設計させていただいたんですけれども、およそ1,600万円になりました。入札の最低制限価格になると1,300万円ぐらいになります。

最初入札しようと思ったんですけれども、やはり異常に相場的には高いと思われまして。なぜこの設計が高い金額になったかといいますと、ほとんど工事よりもエアコン本体、備品とかの購入がほとんどになっていまして、設計するに当たって、定価でやる決まりとなっております。それで、工事費よりも備品本体、エアコンのほうを設計しているので、定価で設計したので高くなったと。ただ、普通の商売では、やはり市場価格というものがあまして、その市場価格ですと、エアコンは安く手に入るというものがあります。

今回、入札せずに、入札すると市場よりも高い値段で入札されるおそれがあると。そのほかに、最低制限価格というものがあまして、それに下回って入札のほうが不調に陥る可能性もある。よって、最終決断として見積もり合わせで、今回させていただいたんです。

村の規則で、財務規則では第141条第3項第5号で、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することはできる見込みがあるときは入札をしなくていいとあります。これに準じてやったんですけれども、なぜこの差が開いたかという、最初入札を考えて定価でやって、一応予算をとりました。でも、最終的には見積もりのほうが安くなって、税金を無駄にしないということになりまして、この開きが出て、結果700万円。最終的には不用になったということで、今回落とさせていただいたこととなっております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） 本当は、この件は褒められるべき件なんですけれども、たまたま私は一般人としてか、経営者としては、出発点が少しやっぱりずれているんじゃないかと、こういう感覚で私は今日は質問させていただきました。

それはそれとして、この件は私が賜っておきます。

もう一つ、80ページと81ページです。おもてなし広場のこの300万円と200万円。備品購入費200万円、工事費ですか。これ300万円。これは、恐らくおもてなし広場をやるときに、国との約束でいろんな規制がかかって、いろんなものがあつたと思います。それは非常に難しい、難しく、皆さん本当に苦労したことは、私も身にしみて感じております。本当にご苦労さまでした。それは褒めてあげたいと思います。

だがしかし、この300万円と500万円というのは、あそこを見れば、私の感覚ではかかるかなという感覚を持っているんですけれども、これからは、やっぱりそれをできるだけ、これから、あのおもてなし広場全体としても、弥彦村として、できるだけ負担がならないような、やっぱり入っている人から維持費ぐらいは出してもらおうと。このような、これからはそういう考えでもっていかないと、これから非常に厳しい時代が必ず来ますから。何するにしろ。そういう考えで指導

してもらいたいということです。

そして、これからはこういうものは、なかなかこれからお金も出ていく、出すのは非常に大変な時代、間違いなく来ますから。私もその危機感を物すごく持っていますので、今からそういうことを一步一步踏んでいかないと、そのときになって間に合いませんから。こういう500万円も本当に、よう考えてやったと思うんですけれども、次から投下しないように、できたらそこに入っている人が税金を納めて、それで維持費ができると。このぐらいのことをやってもらえば、非常にありがたいんですけども、できるだけ、そういう村の税金をそういう建物、そういうもの、できるだけ少しでも少なくなるように考えてやってもらいたい。このことで、私の考えとして、注意じゃないけれども、言いたいと思いますのでよろしくお願いします。それだけです。よろしくどうぞ。

○議長（安達丈夫さん） 古川さん、答弁は要らないですか。

○2番（古川七郎さん） よかったら答弁……。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 古川議員さんの今の件にお答えしたいと思います。

全く古川議員さんのおっしゃるとおりでして、今まではあそこは、提案の補足説明でも申し上げさせていただいたんですが、あちらのほうは村が管理を委託している物件になります、現在。それを、今度はあそこで少しでもお金を生めて、委託の部分から外して、お金が生める、お金を稼いでもらえる建物に変更するための費用でございますので、今、全く古川議員さんのおっしゃったとおりだと思います。

○議長（安達丈夫さん） 質問ありますか。

[発言する人あり]

○議長（安達丈夫さん） ほかに。もう一人ありませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 5番。80ページになります。今ほど古川議員のほうからも観光費の工事請負費300万円の関係の話ができました。

それで、今ほど観光商工課長のほうからも話がありましたおもてなし館の一部改装は、これからどのようなものが入ってくるのか。その辺、ちょっと詳しいことがわかりましたら。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ただいまの板倉議員さんのご質問にお答えいたします。

あそこは、配送センターという形でランドオープンしてから1年半経過しておりましたんですけれども、今、管理を委託しております観光協会のほうからも相談を受けておりまして、あそこに職員を1人配置しておりまして、その間、配送に関する件数が、あの一等地にありながら1件もないと。別の形で利用できないかという相談もを受けておりまして、当然、今、年度途中でありますので、今回補正を上げさせていただいたんですが、それまでに、ちょっと試しに別の使い方ができないかということで、最低限一画を、最低限一部改修して、今の和のスイーツ、おはぎ

なんですけれども、そちらのほうを販売しております。

これは当然、建物は配送センターのままですので、加工品を仕入れて、そのまま売っている状態です。それで、どういったお客さんの流れがあるのかとか、そこで商売をしたときには、どういった成果が上がるのかと。今、プレオープン的なもので、試しというに変ですけども、そういった実績をちょっと確認している段階です。それをもとに、また今後、本格的に計画をして改修していこうというふうな形で考えております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） わかりました。

それで、おもてなし広場は、私が見ていても、ああいっぱい来ているな、物すごくお客さんが来ているなというふうには感じております。それとあわせて、混むのがやはり駐車場というような形になります。

それで、今芝生と石畳のあの坂の部分といいますか、今ある駐車場の西手側ですかね。販売所のほうに入る。その間の斜めの芝生の部分なんですけど、観光協会の人とも話はしたんですけども、あそこをもしあれならば平らにして駐車場にできないものかというような話ももらっております。

そういう中で、これはまた別の人のほうの話なんですけど、福祉車両が入る場所が一番奥にあるんです。それで、できましたら、今駐車場、芝生を埋めた部分を福祉車両にできないものかというふうに考えております。というのは、福祉車両のそういう施設の方が、弥彦に行ってもいつもとめられない。だから弥彦は福祉車両の人は行かないというような話も聞いております。

そういう人たちというのは、やはり販売所の中で物を買うというのが物すごく楽しみに来ている。それがまた一つのリハビリにもなるというような話も聞いております。そういう中では、より多くの、やっぱり弥彦へ行けば、そういうところまで目が届いているんだねというような、そういうおもてなしにしていきたいという部分については、その坂ののり面の部分を通じて、駐車場にできないものかなというふうに考えているんですけど、その辺いかなものでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ただいまのご質問でございますが、この件に関しましても、施設を管理している観光協会のほうから同様の相談を受けております。現在、アスファルトを敷いてある駐車場は思ったよりも狭くて、混雑時はむしろ危険な状態です。今、緑化ブロックとなっている部分をアスファルト化して広げた中で、その福祉車両の配置などを相談して進めていければと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 是非とも福祉車両のほうは、奥じゃなくして、やっぱり手前のほうがいいのかというふうに思いますので、その辺、これから更に検討していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

那須議員。

○3番（那須裕美子さん） 3番。82ページ、83ページなんですけれども、教育費、1項教育総務費の7節賃金。

初日の説明にもありました臨時職員賃金、運転手賃金マイナス22万1,000円。それに当たって、13節委託料の児童生徒送迎業務委託料20万6,000円ということでしたが、初日に課長さんのほうから説明もありました支援学校への送迎業務に当たる運転手さんが体調不良により2カ月運休のためマイナスであり、それに当たりまして、児童生徒送迎業務委託料として、シルバー人材センターに委託という説明をいただきましたが、この運転手さんが2カ月運休というのは、いつからの2カ月なのか伺いたいです。というのも、せっかく今年度送迎支援が始まったので、今後是非継続していただきたいと思います。運転手さんのほうが、今も療養中なのか、現在もシルバーさんに委託中なのかお伺いしたいのですが。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） ただいまの那須議員の質問にお答えいたします。

こちらのドライバーさんが体調不良になったのが、6月と7月の2カ月間になっております。8月は1カ月夏休みということで運行がありませんでしたので、その間に新しい人を募集しまして、9月から新しい人と雇用契約を結びまして、今はシルバーさんではなくて、新しい運転手さんに運転していただいております。

○議長（安達丈夫さん） 那須議員。

○3番（那須裕美子さん） ありがとうございます。

あわせてちょっと伺いたいのですが、現在2名の生徒さんが利用されていると私のほうでは認識しているんですが、また来年度も、進学、今の時期に決まっているのかちょっと私もわからないんですけれども、来年度も利用させていただきたいんですがという生徒さんがいらっしゃるのか、予定がどうか相談を受けたりとかしているのか、ちょっと伺いたいですけれども。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） 今現在、就学支援相談等を行いまして、来年度新1年生として新たに1名、こちらの送迎支援を利用する見込みであります。

○議長（安達丈夫さん） 那須議員。

○3番（那須裕美子さん） ありがとうございます。是非とも。

今現在も家族の方が付き添い、原則付き添いというのは変わらないでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） ただいまの件なんですけれども、今現在、やっぱりお子様に何かしらの障がいなり、ちょっと持っている病気等もありますので、安全面を考えまして、今保護者の方から同乗していただいている状況です。

ただ、その同乗というのが、時間的にも負担になっているというお話も今いただいております。

ので、これから今度新年度予算の関係になりますので、新年度、その介助員を同乗させることができるのか。または、また保護者の方からまたご協力いただいて一緒に乗っていただくのか、今後検討課題として保護者の方も含めて話を進めていく予定でございます。

○議長（安達丈夫さん） 那須議員。

○3番（那須裕美子さん） 丁寧なご説明ありがとうございました。

とても月ヶ岡さん遠いと伺っていますので、今は家族の方が同乗されているとはいえ、自分で運転しないだけでも少しは軽減になっているんじゃないかなと思いますので、今後ともまたよりよい支援、送迎支援が行えるように努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

小熊議員。

○7番（小熊 正さん） 先ほどの古川議員に関連するんですが、80ページの施設改修工事費300万円、また備品200万円。今ほどの説明ですと、配送センターの中の改修ということですが、何をどのように改修されるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 小熊議員さんの質問にお答えいたします。

今、改修をしようと思っていますのは、先ほど申し上げましたように、今は販売のみ、加工品を仕入れて売るだけというふうな形なんですけれども、同じく一面を利用して、そこで製造・販売ができるような形で持っていきたいと考えております。

そうした場合、今の部分で、どういった工事が必要かというようなことで、三条の保健所の同意を得るために最低限必要な工事を考えております。あと、販売に必要な、例えばガスを引いたりとか、あとは最低限のシンクを入れたりとか、それから換気に必要な換気扇等、そういった最低限の今工事を考えております。

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） そもそも配送センターは、おもてなし広場がオープンしてから開設された訳ですが、今年度、担当者一人勤務されて、観光客の方の弥彦で買われたものを配送するというような形で取り組んでこられたと思うんですが、実際に今聞いていますと、それが機能、そんなにもうしなかったから、じゃ、これから新しくまた観光客のために中を改修して、次の事業にオープンしようということのようですね。

そうすると、今まで本当に1年ぐらいで、あそこ機能しないからもう変えるんだということ自体が、そもそも本当に、この12月議会の中で課長、一般質問の答弁で、観光客が非常にふえて、前年比、もう何万人もふえているんだというような話ありましたが、そのような感じで観光客が年々ふえているのであれば、せつかくまだ、開設して建てられて、何年もたっていないようなものを、何かまた全部出されて、保健所の許可がおりるような工事、改修しなければならないのか。

それだったら、そのような観光客に対する取り組み、どういうものがあればもっと観光客の方が滞在型でいてもらえるかというのは、これは当然考えていかなければならないので、そうなれば、そこをわざわざ、一等地だから、そこを通るから、一番場所がいいからそこにやるんだじゃなくて、そこはやはりせっかくそういう目的、そういう計画でされている訳ですから、それを今少し、今現在のままで利用できないか。または、これから、今提案のあるような事業に関しては、少しほかのところでもいいのではないか。その気があるのかないのか。そういうものやっつけていかないと、先ほど古川議員が言われたように、非常にこれから心配な部分が全体としまして、大きな心配にもつながるので、今少し、ただだめだから次のものを持ってきて、ただだめだからでは、余りにも計画性がないような気がするので、その辺、本当にどのような考えで持ってこられるのか。どなたかから言われたから、そうじゃなくて、やはり今少しいろんな角度、いろんな人からの声を聞いて、間違いのないようにやってもらえて、そういう気持ちなんですけど、その辺どういってお考えか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ただいまの小熊議員さんのご質問でございますが、何か誤解をされているようなんですけれども、あくまでも配送センターの一面を利用させていただくというふうな工事です。

全くの目的外使用となると、この金額ではとてもおさまるものではありませんので、一面を利用してお金を生める部分もつくりたいと。それをすることで、管理委託契約のほうから金額を削ることもできますし、またお金を生むこともできると。そういうふうな形で、今進めている計画でございます。

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） じゃ配送そのものをまだ継続してやられる計画もあるんですか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ただ、全くの目的外使用をするには、この金額ではとても足りませんので、やはりそれを継続することを見据え、続けながら、そちらの別な面でもお金を生む施設にしたいと、そういうことでございます。

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） わかりました。それはそれでいいんです。

あと、おもてなし広場全体に、やはり今現在、大盛況で利益が出ているという企業もあるかもわかりません。また、この先どうなのと心配する、出店している方もいるかもわかりません。

そんな中で、我々はやはり、議員が実際にこの出店されている方が、今どういう状況なんだかというものを当然把握しなければ、今言うようにだめだから、またこういうのを提案しました。皆さん、議員に諮りましてお願いしますでは、全然中身がわかっていないので、これ早急に、今現在のおもてなし広場に関係する方々、どのような状況なのか。早急に提案、提出してもらいたいと思うんですが、その辺できますかどうか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） すみません。小熊議員さんのおっしゃっている内容がちょっとよく理解できなかったんですけども。おもてなし広場の成績に関しましては、観光協会の総会のほうで全てオープンになっております。

今回の配送センターにつきましては、もともと管理委託施設であって、今のところ人件費はかかって、うちのほうから委託料を出しておりますけれども、全くその辺に関しては、成績も何も売り上げに関するような成績は、今のところ何もないです。その中で、資料を提出していただきたいという、その部分がちょっとよくわからないんですけども。

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） 当然、村から補助なり、いろんな関係で出ている部分がある訳ですから、また今回、観光協会でおもてなし広場全部委託しているようなことですので、当然、これから観光協会に関係するものであれば、一企業ですから、村は関係ないということもなるかと思うんですが、それでも何かまた相談に乗るようなことが絶対ある訳ですから、じゃ、観光協会オープンになっているかどうかはわかりません。会員の方であれば、総会に出れば資料は提出されると思います。だけど議員は、会員じゃなければ、それはわからない訳ですから、例えば観光協会の総会資料、またそれに関係する、今どういう状況で全体が盛り上がっているんだというようなものも当然把握していかなかったら、俺は行政と関係ないからだけで、何かあると行政が入って、あとは知りませんでは、なかなか心配な部分もたくさんあるかと思うので、そういうところも一緒になってやはり、そのおもてなし広場の隣接するような方々とか、あの辺全体にどうなんだかというようなものも情報としてはやっぱり必要ではないかと思うんですが、そういうことをお願いしているんです。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 今、小熊議員さんのおっしゃっている、観光協会のほうで、あそこは各テナントのほうから賃貸料をいただいておりますので、その賃貸料の金額に関しては、議員さんの方々には全てお知らせしてあります。

〔「それは出ていますね」と言う人あり〕

○観光商工課長（高橋信弘さん） 入場等に関しましては、その都度お聞きいただければオープンにはいたします。

そのほかに、何か知りたい情報とかと言われるのが、何があるのかと言われるのがよくわからないんですけども。申し訳ありません。

○議長（安達丈夫さん） 小熊委員。

○7番（小熊 正さん） それは今回の、また配送センターの隣に出店計画される方は、これから家賃としては観光協会のほうとのつながりになるんですか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） あそこに入る、テナントが決まれば、正式に決まれば、そちら

のほうから家賃をいただく形になりますので、おもてなし広場に入ってもらえるほかのテナントと同じような形で、家賃収入が観光協会に入ります。

〔「いくんですね」と言う人あり〕

○観光商工課長（高橋信弘さん） はい。

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） いずれにしても、やはり今後、大きな問題というか、利益が出るような、観光客の方がたくさん見えるようになったのは、これは間違いないんですから、あとはやはりあそこに出店された方が利益伸びるように、または近隣の方々にも、皆さん、みんな利益の出るようなことをやはり行政としても指導はまた見ていかなければならないので、その辺のことも十分考えて、何かするときには、やはり早急じゃなくて、ちょっといろんな角度で検討する部分もたくさんあるかと思うので、そのような取り組みを、今後、また何かあるか、第二、第三出るかもわかりませんので、そういうことも含めて取り組んでいただければと思っています。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） そのように考えてまいりたいと思います。

○7番（小熊 正さん） 以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、一般会計補正予算についての質疑を終わります。

◎議案第73号～議案第75号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第13、議案第73号 令和元年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第15、議案第75号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第3号）までの特別会計補正予算3案件を一括して議題といたします。

なお、総括質疑等については、1人について3回という申し合わせもありますが、今回は認めております。できるだけ簡潔明瞭にご協力をお願いいたします。

それでは、特別会計補正予算の質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん） ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、特別会計補正予算についての質疑を終わります。

◎議案第76号及び議案第77号の総括質疑

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第16、議案第76号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦

村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設利用について、及び日程第17、議案第77号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、総括的な質疑は終了いたしました。

◎承認第10号～議案第77号の委員会付託

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第1、承認第10号 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第4号）から、日程第17、議案第77号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの専決補正予算1案件、条例10案件、補正予算4案件、その他2案件につきましては、お手元に配付してございます委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託することといたします。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は12月17日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時52分)